

第十六号議案

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

江戸川区立コミュニティ会館条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表瑞江コミュニティ会館の項中「江戸川区西瑞江三丁目一八番地」を「江戸川区西瑞江三丁目一八番地一」に改める。

第二条の表に次のように加える。

船堀コミュニティ会館	江戸川区船堀一丁目三番一号
------------	---------------

第三条第三号を削り、同条第四号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、同号を同条第三号とする。

第十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表江戸川区立上一色コミュニティセンターの項中

くつろぎの間	ただし、目的外に利用する場合 一時間単位	四一〇円 無料
障害者用施設		

くつろぎの間	ただし、目的外に利用する場合 一時間単位	四一〇円 無料
--------	----------------------	------------

に

を

改める。

別表に次のように加える。

船堀コミュニティ会館									
レクリエーションホール	和室			集会室					
	貸切りの場合 一時間単位	第二	第一	第六	第五	第四	第三	第二	第一
貸切りでない場合 二時間単位 一般(高校生以上) 小・中学生									
一 無料 円	六二〇円	二二〇円	二二〇円	四二〇円	四二〇円	六二〇円	二二〇円	二二〇円	六二〇円

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第二条の表に一項を加える改正規定及び別表に一項を加える改正規定 江  
戸川区規則で定める日

(準備行為)

2 船堀コミュニティ会館の利用手続その他利用のための必要な準備は、この条  
例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

船堀コミュニティ会館を設置し、当該施設の使用料を定めるとともに、コミュニ  
ティ会館の業務から障害者用施設の提供に関することを削除する必要があるので、  
本案を提出いたします。